

条例制定とその後の青森ねぶた祭

阿南 透*

1. はじめに

都市祭礼の中には、祭礼の解放感が高じて、偶発的にせよ恒例にせよ、若者たちの狂騒的な振舞いで「荒れる」ことで知られるものがある。そして、そういった振舞いが、時に大きな騒動にまで発展することがある。

こうした狂騒的な行動に対し、日頃の不満やフラストレーションを発散する機会であり、祭礼が一種の「ガス抜き」としての役割を果たすと考えることがある。また、文化人類学や宗教学の儀礼研究では、日常的な地位役割や社会規範を強調する「祭儀」(ritual)の局面とともに、それらを否定する「祝祭」(festivity)の局面が存在し、2つの局面の組み合わせによって儀礼が構成されるとする。この考え方からすると、祭礼では、その「祝祭性」ゆえに、騒動が起きる可能性を常に秘めていることになる。

しかし、現代日本において、祭礼やイベントにおける騒動は、犯罪や事故と同様に避けねばならない行為とみなされている。そこで、こうした騒動の発生と問題の拡大、それに対する対策として、青森ねぶた祭における「カラスハネト」をめぐる問題を紹介する。これは1980年代から90年代に、若者たちが祭礼で傍若無人な行動を繰り返して、祭礼の存続すら危ぶまれた出来事であった。これに対して、行政は条例制定により規制し、祭礼そのものも大きく変容を遂げた。

本稿は、こうした対応と、その結果として祭礼に起きた変化について考察するものである。

2. 青森ねぶた祭

青森ねぶた祭は、青森県青森市で毎年8月2日から7日まで開催される。毎年コンスタントに300万人以上を動員する、日本最大規模の祭礼である⁽¹⁾。

行事の概略は次の通りである。8月2日から6日までは夕方から夜にかけて、7日は昼に、大型ねぶた22台が青森市内の目抜き通りや国道を合同運行する⁽²⁾。7日夜には陸奥湾で海上運行と花火大会が行われる。行事の起源には定説がないが、民俗学的には、眠気やケガレを流す「ねむり流し」が発展したものと考えられ、1980年の重要無形民俗文化財の指定にあたってそのような理由が述べられている。戦前までのねぶたは、竹の骨組に紙を貼り、絵を描き、中にロウソクを灯した行燈を、1人から数人で担いで歩いた後に、川や海に流した。ねぶたを出す団体は、戦前から戦後しばらくは町内会、青年団、消防団などの地縁組織が中心であった。しかし戦後はねぶたがどんどん大型化した。骨組は針金になり、照明も電球とバッテリーを使うようになって、芸術性が高まる一方で経費が増大した。このため1970年代からは、企業や同業者組合、行政などが運行の主流になった。元々社寺の祭礼ではないこともあり、参加・撤退の自由も特徴である。

ねぶたに類する行事は、青森県から秋田県にかけての日本海側に分布している。青森市のねぶたの特徴は、ねぶた本体、囃子、ハネトと呼ばれる踊り手の3要素から構成されている点にある。このうちねぶた本体は、針金の枠に紙を貼って人形の形を作り、中から電球で照らす行燈であり、毎年新たに作り直す。幅9メートル、高さ5メートル

2014年11月30日受付

* 江戸川大学 現代社会学科教授 民俗学

ル、奥行7メートルという横長の造型であるが、これは戦後徐々に大型化していったねぶたが、戦後の区画整理で道幅が広がったために幅を広げることができた一方で、道路上の広告アーチや歩道橋、信号などの障害物により高さを制限された結果たどり着いた形であった。1957年頃に、これがねぶたの上限のサイズとして定着する。ねぶたを制作するのは「ねぶた師」と呼ばれる専門家である。ねぶた師は決まった大きさの中でいかに躍動感と迫力のあるねぶたを作るかを競い合い、造形美を追究していった。題材には決まりがなく、歌舞伎の名場面、日本や中国の故事、伝説、歴史、物語、青森の伝説などさまざまなものを取り上げられているが、2人の戦闘の場面が多い。

ねぶた本体に付き従う囃子は、笛、太鼓、手振り鉦という3つの楽器により演奏される。この楽器構成は青森市以外にも見られるが、そのメロディーとリズムは青森市独自のものである。それに現在では「ラッセラー、ラッセラー、ラッセラッセ、ラッセラー」という掛け声がつく。

青森ねぶた祭が近隣の類似行事と異なるのは、ハネトと呼ばれる大量の踊り子の存在である。現在、ハネトは決められた衣装を着ていれば誰でも参加できる。決まった踊り方ではなく跳ねるだけなので、参加は容易であり、団体間の移動も自由である。このため青森市内だけでなく周辺町村からも、さらには遠方からの観光客も数多くハネトに参加する。

また、青森ねぶた祭は、観光化し非常に多くの観客を集めている。青森観光協会が1962年にねぶた祭を青森市の観光の目玉として宣伝を開始し、1963年には「東北三大祭」⁽³⁾というセットが成立して以降、人出は増加の一途をたどり、主催者⁽⁴⁾発表によるとピーク時の1997年と2000年には380万人を数えている。観客向けに1万2千席の栈敷席が用意されており、この売り上げが祭りの収入におけるかなりの部分を占めている。

祭礼には審査員がおり、大型ねぶたを出す各団体のねぶた、囃子、運行とハネトについて審査する。そして審査結果に基づき上位5団体を表彰する。参加団体にとっては受賞が大きな目標となっ

ている。

このように、青森ねぶた祭が大規模化し、多数の見物人の存在を前提とした祭礼の場になっていくと、大勢の観客の前で存在をアピールしたい若者たちにとって格好の舞台となっていった。このため、押し寄せた若者達の間でさまざまなトラブルも発生した。それが「カラスハネト問題」である。

3. ハネトの急増とカラスハネトの登場

青森ねぶた祭では、1970年頃までは、ハネトとして祭りに参加するためには運行団体名が入った浴衣を着用する必要があった。このため、運行団体の関係者か、その浴衣を手に入れることが出来る人以外は、ハネトに参加できなかった。

ところが1970年頃から、運行団体の浴衣を着なくても参加が容認され始めた。例えば1968年の『広報あおもり』には、「青年会議所で運行する観光ねぶたには、観光客をはじめ一般市民のみなさんが、自由にハネトとして出ることが出来ます」「観光客をはじめ、一般市民だれでも出ることが出来ます。出たいかたはあらかじめ申し込みしてくださいませいよいよです。ハネトはゆかた(どんなゆかたでも結構です)と、ぞうりのお支度はお忘れなく」(『広報あおもり』1968年8月1日号)と記されている。そして観光客だけでなく、団体と直接関係のない一般市民もねぶたに加わり始めたのである。さらに、一般市民や観光客向けに「青森ねぶた祭」という文字を染めた浴衣が登場した。この浴衣は「統一浴衣」「観光浴衣」と呼ばれ、これを着ていれば、どこの団体に入って踊ることも可能になった。そして、「誰でも参加できる」ことを、主催者がねぶた祭の特徴として打ち出していく。その結果、青森ねぶた祭は、特定の団体に所属しない大量のハネトが行列する祭礼になった。誰でも参加でき、匿名性の高い集団であるハネトの群れが、ねぶたの行列の中を、団体にこだわらずに動き回ることになったのである。

こうして、匿名性の高いハネト集団が増加したことは、青森ねぶた祭を発展させると同時に、祭礼そのものを変えていく原動力にもなっていった。

まず、ハネトがねぶたの運行と反対方向に歩く「逆流」が問題になった。これは、できるだけ長く踊りたいハネトが逆戻りするため、隊列の進行が遅れ、ねぶたの進行の妨げになった。

1983年にはハネトの増加が原因で運行コースを変更した。前年までのコースは、前半に広い国道、後半に狭い通りという設定になっていたため、「祭り気分が最高潮に達した時に広い国道から狭い新町通りに入っていかねばならないので、スムーズな運行が期待できない」（『東奥日報』1983.5.11）。そこでコースを逆回りにし、狭い道から広い国道に出る設定にした。しかしコース変更にもかかわらず、「5日には11台目の市役所ねぶたにハネトが集中、新町通り全体がハネトで埋まってしまい、身動きがとれずストップ」（『東奥日報』1983.8.8）というように、根本的な解決策にはならなかった。これ以降、多すぎるハネトが主催者を悩ませ続けることになる。

次に、1980年代になると、新聞報道などの中に「荒れる若者たち」という表現が目立ち始める。例えば1982年には「青森ねぶたは巨大化して、荒れる若者たちが目立ちだした。祭りを取り仕切る統制班の人たちとのもみ合い、女性へのいたずら、運行コース無視の逆行、珍奇なパンク調ファッション、ディスコ調踊り、喧嘩騒ぎ。今年はハネトによる傷害致死事件まで起きた。」（『東奥日報』1982.10.4）という記事が出る。すなわち、「荒れる若者」がハネトの中に目立ち始め、その振舞いが深刻な問題になっていく。

こうした若者たちはやがて、通常ハネトと比較すると奇抜ではあるが、一定の傾向を持った服装を身にまとうようになり、俗に「カラスハネト」「カラス族」と呼ばれるようになる。

通常ハネトの服装は、浴衣を着て、ピンクや青の「オコシ」（腰巻）を着け、肩には赤系統のタスキをし、腰には赤、黄、青などの「シゴキ」を結び、カラフルな花笠をかぶるとするのが「正装」として定められている。これに対して、「荒れる若者たち」の服装は、1982年には「珍奇なパンク調ファッション」（『東奥日報』1982.10.4）、1986年頃には、全身を黒装束に包ん

だ「カラスハネト」が登場した。カラスハネトという卓抜なネーミングと、黒装束という服装が提示されたことにより、ねぶた祭の場で反抗的な態度をとって目立つための標準的なスタイルができあがった。さらには彼らなりの美意識でもって、一定の範囲内で差別化を図り始めた。黒装束が定着しかけると、白で衣装を統一した「白鳥」が出現し、さらに特攻服、全身黒や白のとび職衣装などが出てきた。

このように、一定の枠内での差別化を図る対抗者が出現したのは、それだけカラスハネトが広く認知され、服装が認められた結果であろう。こうしたスタイルにより反抗的な態度が様式化され、感情や美意識の表現がより容易なものになったのである。さまざまな不満が鬱積する若者たちに、より手軽に自己主張をする手本が示されたことにより、カラスハネトの絶対数も増加した。

4. ハネトの暴力と祭りの危機

奇妙な服装のハネトたちが増加すると、次にそうした若者たちの暴力が問題になり始めた。

ねぶたを運行する各団体の隊列は、先頭に役員団、続いて小型の「前ねぶた」、その後ハネト集団、そしてねぶた本体、最後に囃子方である。このうちハネト集団については、警察が各運行団体に示す道路使用許可条件の中に、「ハネトはすべてひき綱の中に入れ、ひき綱の外側には、ハネト整理員を配置すること。配置員の数は、ハネト約50人に1人の割合とし、概ね5メートル間隔で整理員を配置し、ハネトや観客がみだりに出入りしないよう整理すること」とする規定があった。整理員は「運行統制委員」「統制」と呼ばれ、各団体50人ほどの編成で、正装ハネト集団の回りでロープを持ってカラスハネトの侵入を防いだ。「カラスハネトともみ合いになり、運行委員数人が足や鼻を骨折したほか、歯を折った者もいた」（『東奥日報』1996.8.13）というように、統制の人々にとって苦勞が絶えなかった。とはいうものの、カラスハネトを根本的に排除するのではなく、隊列の外に追いやるような状態が続いた。

ところが1996年に、カラスハネト同士の喧嘩で割れた一升瓶の破片が観光客の首に刺さり、全治1ヶ月の大怪我をするという大事件が起こった。観光客に被害が及んだことが大きな転換点となった。9月13日には「青森ねぶた祭諸問題検討協議会」が発足し、11月27日に答申をまとめた。内容は「重要無形民俗文化財としての伝承と後継者育成について検討すべき事項」「カラスハネトの対策について検討すべき事項」「ハネト・運行関係者並びにそれらの衣装について検討すべき事項」「ねぶた運行においての検討すべき事項」「祭り環境整備等に関して検討すべき事項」の6項目について、問題点を洗い出し、それぞれ短期・長期に分けて対策案を提示した。

この答申書では、カラスハネトの現状を次のように紹介している。

「慣習的に正装といわれるハネト衣装がある中で、20年程前からハネトの衣装に変化が見られ、花笠が減りタスキ等が多色化してきた。その後、ブランド物のハッピー姿が若者の間で流行し、現在は黒装束、白装束、鳶衣装などが主流となっている。ファッション感覚で祭りに参加するハネトは俗称『カラスハネト』と呼ばれている。現在は、祭り期間中延べ3千人程カラスハネトが確認されており、その内の1割は悪質なカラスで残りの9割は付和雷同型のカラスである。祭りの意義やルールを無視したカラスハネトの無軌道な振る舞いは、周囲の市民や観光客をも巻き込み平成8年の祭りでは観客までもに被害を及ぼすに至っている。カラスハネト排除の是非についてはたびたび論議を重ね対策を講じ実施してきたが、排除について効率的手段が見いだせないまま現在に至っている。各運行団体においてもカラスハネトの排除に向け努力しているが、ねぶた本体への破壊行為や排除の際カラスハネトと運行係や統制係がトラブルに巻き込まれ一方的に負傷するなど事態は深刻である。」

この現状の説明に続き、同答申書では問題点を12点、箇条書きで列挙する。

「1. 国の重要無形文化財に指定を受けたときの衣装以外の衣装を着用している。

2. 逆戻りや途中参加など運行ルールを守らない。
3. 飲酒をしている(一升瓶を持ち歩き危険である)。
4. カラス同士の喧嘩に周囲が巻き込まれている。
5. 囃子以外の楽器(ホイッスル)等の騒音が大きい。
6. 観光客を受け入れようとするホスピタリティに欠ける。
7. ねぶた本体への破壊行為がある。
8. 祭り終了後解散が遅い。トラブルを待っている。
9. 最後尾の2～3台のねぶたはカラスに占領されている。
10. 若者層がこれに巻き込まれている。
11. 集団の中で花火や爆竹を行っている。
12. 子供を含むハネト、運行関係者への暴力行為がある。」

この事件と答申を踏まえて、1997年には新しい対策が取られた。期間中最も多い約1100人のカラスハネトが出没した8月6日に、一般ハネトや運行関係者とのトラブルを防止するため、カラスハネトを特定の場所にまとめ、動きを監視する作戦に出たのである。「22台のうち18番目のマルハと19番目の郵便局の間にロープを張り、ここへカラスを取り込んだ。隊列の長さは40mに及び、周辺を協議会や青森署の警官ら約百人が固めて警戒した。隊列には中学生とみられる少女も。花火を打ち上げる若者、列から出ようとして統制員と小競り合いを繰り返すグループ、けたたましいホイッスルや奇声上がり、周辺は異様なムードに包まれた。しかし、ここ数年の最終日としてはトラブルは最も少なく、統制員は『カラスを一カ所に集める作戦が成功したのでは』と話している。」(『東奥日報』1997.8.7)。

このようにカラスハネト用の場所を設定したことが一定の成果を収めたため、1998年からは、カラスハネトが入るスペースを最後尾に設けて隔離し、重点的に監視する方針で運行した。これは俗に「カラスプール」と呼ばれるようになった。しかし、このように最後尾に居場所を作ったことが逆にカラスハネトを公認したかのように受け取られ、人数はさらに増加した。ついに2000年には、

ピークの8月5日に4000人、5日間でのべ11000人にふくれあがったのである。その結果「カラスの群衆からは無数のロケット花火が放たれ、見物客や運行関係者、警察官に当たる被害があった。傷害、暴行行為も後を絶たず、カラスに殴られ、鼻の骨を折る重傷を負った運行関係者も。ある警察官は『数千人の中から容疑者を特定することは簡単ではない』とため息交じりだった。」という様相を呈するに至った（『東奥日報』2000.8.11）。

5. 条例による統制

2000年にはカラスハネトののべ人数が11000人に急増したことから、祭りの存続を危ぶむ声さえ上がり、秋から冬にかけて、関係者による長期にわたる検討が行われた。その結果、もはや主催者や参加団体だけで統制が利かないレベルに達していると判断し、規制のための条例を制定するに至った。

検討が続いている時期に、青森市は『広報あおもり』2000年10月15日号の「市民アンサー」コーナーで、カラスハネトの取り締まりに関する意見を募集した。これは、市が設定した設問に対して回答し意見を述べるというもので、紙面を切り取って郵送する方式である（料金受取人払い）。青森市観光課による集計によれば、1291の回答があった中で、「ねぶた祭で『カラス族』などによる迷惑行為を規制すべきと思いますか?」という設問に対しては、「罰則を伴う強い規制をすべき」83%、「規制以外の対策を講ずるべき」15%、「規制の必要はない」2%という回答であり、8割以上が規制を支持していた。また、「『カラス族』に係わる次の迷惑行為のうち、特に罰則を伴う強い規制をすべき行為をそれぞれ次の選択肢の中からお答え下さい（複数回答可）」という設問では、回答の多い順に、

1. 運行コース等への花火や一升瓶等の持込み行為 1,084
2. 威嚇・暴力行為 1,070
3. ねぶたや太鼓、公共物などへの破損行為 1,022

4. 観覧席などへの乱入行為 953
5. 運行主催者が認めない服装での参加行為 632
6. ホイッスルなどねぶた囃子と無関係の鳴り物使用行為 514
7. 道路などででのたむろ行為 498
8. 祭りの秩序を乱す者に対する声援・手振等による助長行為 494

という結果であった。ここでは、運行を妨害する行為や暴力への規制が支持されているのに対し、服装に対する規制はそこまで支持されていないことが読み取れる。

同じく10～11月には、青森市が市内で無作為抽出によるアンケートを行い、留置式で716人に配布して500人から回答を得た。こちらでは、「いわゆる『カラス』には、どう対応すればいいのでしょうか?」という設問に対し、「排除したほうがいい」64.8%、「受け入れる方法を用意する」28.7%、「いまのままでいい」6.5%という結果になった。排除が3分の2に対し、容認の意見も3分の1ほどあることが明らかになった。こうしたことから、「ねぶたは、市民の祭であり、それを行政が縛ってもいいのか。規制・取締りを前面に打ち出した条例を制定していいのか」とする議論が市役所内にはあったという〔葉上 2001〕。

これを受けて青森市は、破壊行為を取り締まる規制ではなく、祭りを保護し伝承することを目的とした条例「青森ねぶた保存伝承条例」を制定し、2001年4月1日から施行した。

条例は6条からなる。第1条目的、第2条市民の責務、第3条ねぶた参加団体の責務、第4条市の責務、第5条施策の推進、第6条委任、という構成である。しかしこの条例を際立たせているのは、条文の前に置かれた、長い「前文」である。

「青森ねぶたは、青森市の成長とともに、多くの先人の情熱によって引き継がれてきた私たち青森市民共有のかけがえのない財産である。青森市がこれまで直面した戦災や幾多の災害などにおいて、青森ねぶたが、私たち市民の心を団結させ、復興と発展の象徴として、私たちを励ましてきた恩恵と意義は計り知れない。

また、私たち市民は、参加する者、観る者の双方に感動と喜びを共有させる青森ねぶた祭に大きな誇りを持ち、私たち自らの伝統行事であるとともに、多様な交流の機会として多くの人々を招く祭りとなるよう積極的な育成を行ってきた。このような経緯を経て、我が国の代表的な伝統文化と認められ、昭和五十五年に青森のねぶたとして国の重要無形民俗文化財の指定を受け、今や世界的な評価を得るまでに発展してきた。

この青森ねぶたを、青森市のみならず我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできない貴重な文化財として、また、青森市に暮らす喜びを表す祝祭行事として、その保存と伝承を適切に行い、公共のための文化的活用を努めることが、私たちの共通の責務である。

今ここに新たな世紀を迎え、私たち市民一人ひとりが、郷土の伝統文化である青森ねぶたに自ら誇りと自信を持ち続け、市民文化の向上に取り組み、青森市の文化、観光の発展及び地域社会活性化の担い手としての使命を果たすため、あらゆる場において青森ねぶたの健全な保存が図られるような社会環境づくりの必要性をあらためて深く認識し、私たちすべての新たな自覚と決意のもとに青森ねぶたが次の世代へ正しく伝承されることを願い、この条例を制定する。」

ここでは条例制定の意義が述べられる。青森ねぶた祭について「かけがえのない財産」「市民の心を団結」「復興と発展の象徴」「感動と喜びを共有」「貴重な文化財」「青森市に暮らす喜びを表す」「世界的評価」などと美辞麗句が連なる。

続いて条例は、第1条で目的を述べ、ねぶた祭を次の世代に引き継ぐ施策を定めるとする。「この条例は、青森ねぶたを、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号、以下「法」という。）に基づき重要無形民俗文化財の指定を受けた青森のねぶたの保護団体である青森ねぶた祭保存会とともに、市民一人ひとりが次の世代へ誇りを持って受け継ぐことについて、市民自らがその当事者であることを自覚し、深い理解と愛情のもと、健全で良好な姿で保存及び伝承するために必要な施策等について定め、もって市民文化の向上に資

することを目的とする。」という内容である。

第2条は市民の責務、第3条は参加団体の責務、第4条は市の責務で、いずれも「保存及び伝承に努めなければならない」とする。第5条は、施策の推進にあたり「青森ねぶた祭保存会」等の意見を聴くよう努めるとする。第6条は、必要な事項は別に定めるとする「委任」である。

市民の責務を定めた第2条は次のようになっている。

「市民は、前条の目的を達成するため、地域、家庭、学校、職場（以下「地域等」という。）並びに青森ねぶた祭の参加及び観覧その他本市市民として青森ねぶたへの関与のある場において、青森ねぶたの保存及び伝承に努めなければならない。

- 2 市民は、青森ねぶたの保存及び伝承を阻害する行為を行ってはならない。
- 3 市民は、青森ねぶたの保存及び伝承に関して市が行う施策に協力しなければならない。
- 4 市民以外の者で、青森ねぶたに関与するものは、市民と同等の責務を負う。」

このように具体的な保存伝承の内容はなく、保存伝承を阻害せず市の施策に協力することが求められている。

参加団体の責務を定めた第3条も同様である。

「ねぶた祭参加団体（青森ねぶた祭においてねぶたを運行する個人及び法人その他の団体をいい、青森ねぶた祭の主催者を含む。以下同じ。）は、第一条の目的を達成するため、市及び市民との連携を図り、青森ねぶたの保存及び伝承に努めなければならない。

- 2 ねぶた祭参加団体は、ねぶたの運行に当たり、法に基づく国の重要無形民俗文化財としての品位を保たなければならない。
- 3 ねぶた祭参加団体は、青森ねぶたの保存及び伝承に関して市が行う施策に協力しなければならない。」

ここでも保存伝承の内容はなく、市の施策に協力することが求められている。なお、第2項には「品位を保つ」という極めて主観的な表現があるが、具体的な内容の記載はない。

第4条は市の責務について述べている。

「市は、第一条の目的を達成するため、あらゆる施策を通じ、青森ねぶた祭の保存及び伝承に努めるものとする。

2 市は、青森ねぶたの保存及び伝承のため、概ね次に掲げる施策を推進するものとする。

一 教育の場における青森ねぶたの保存及び伝承についての教育

二 地域等における青森ねぶたの保存及び伝承についての啓発、育成呼び支援

三 事業者に対する青森ねぶたの保存及び伝承に必要な措置の要請

四 青森ねぶたの保存及び伝承に関する活動の指導者の育成及び支援

五 青森ねぶたを取り巻く社会環境の健全化活動の推進

六 青森ねぶたの文化的活用の推進及び振興」

ここでも保存伝承内容についての言及はない。

しかし保存伝承のための施策として、教育、地域や事業者に対する保存伝承の要請、指導者育成、健全化活動の推進、活用の推進が具体的に列挙されている。

これに続く第5条では「市長は、前条第二項各号に掲げる施策の推進に当たり、青森ねぶた祭保存会等の意見を聴くよう努めるものとする」となっており、先ほどの第4条第2項の各項目を、青森ねぶた祭保存会等の意見を聴いて推進することが求められている。第6条は「この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める」となっている。

第5条に登場する「青森ねぶた祭保存会」は、1980年の重要無形民俗文化財指定にあたって指定の受け皿となる団体として結成された。しかしその後は何の活動もなく、いわば休眠状態にある。ここでは「青森ねぶた祭保存会」の活動を再開し、保存伝承を方向付ける組織として位置づけようとする意図がうかがえる。しかし同会は、活動再開への動きは見られるものの、まだ本格的な活動には至っていない⁽⁵⁾。

このように、条例には保存伝承する青森ねぶた祭の内容を記さず、祭礼を「受け継ぐ」ことのみを強調するのである。また、罰則規定はない。

一方、青森県は「青森県迷惑行為等防止条例」を2001年7月1日から施行した。これは暴走族や痴漢などの迷惑行為を犯罪として処罰するもので、一般的に迷惑防止条例の名で呼ばれる。青森県にはそれまでこの条例が存在せず、ちょうど検討中であったため、その中に「祭礼における迷惑行為」を盛り込んだ。すなわち、第4条は「祭礼等における混乱誘発行為等の禁止」と題して、

「何人も、祭礼その他の地域の行事又は興行その他の娯楽の催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、正当な理由がないのに、物を投げ、破裂させ、燃焼させ、又は噴霧させ、人を押しつけ、わめき、虚言を用いる等により、当該公共の場所における混乱を誘発し、又は助長するような言動をしてはならない」

と定められている。ここで詳細に挙げた禁止事項はまさに、カラスハネトの迷惑行為にほかならない。つまりこれは、青森ねぶた祭におけるカラスハネト取り締まりを目的とした条文なのである。この条例をPRするために、2001年に青森警察署と主催者が連名で発行したチラシでは、条例の適用例として「ねぶた祭会場等でハネトやカラス族がホイッスルを鳴らしたり、酒ビンや空き缶を投げたり、花火を打ち上げたり、あるいは人を押しつけたり、わめいたり、棧敷席に乱入するなどして、その場を混乱させる行為」と、具体的に「カラス族」の名称を挙げている。

ここでは罰則規定も設けられている。第8条で「十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する」、さらに同第2項で「常習として、第二条から前条までの規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する」と定めている。

なお、市の担当者の意見として「一日に最大四〇〇〇人が集結したカラス族だが、暴走族や暴力団関係者といった確信犯的なカラスは二、三〇〇人で、残りはただ集まって、はやし立てているような感じ。しかし、これに何かの力が加われば、集団暴徒化してアンコントロールになる危険がある。県条例が取り締まるのは、確信犯的なカラスで、市条例は大人が祭を毅然として守っていくという宣言を、その他の多くの若者に対して行う意味

合いもある」という声が紹介されている〔葉上 2001〕。

このように、青森県の迷惑防止条例は、青森県警がカラスハネトを取り締まるための根拠を与えた。これに対して青森ねぶた保存伝承条例は、危機的状況において祭りの継続を訴える性格のものである。青森市が2001年に発行したチラシでは、青森ねぶた保存伝承条例を「市民一人ひとりがその当事者であるという自覚と決意のもとに、健全で良好な姿で次の世代へ保存伝承していくことを表明したものです」と説明している。条例制定を紹介した『広報あおもり』2001年4月15日号では「市条例で正しく伝承、県条例で違反に罰則」と、性格の違いを整理した見出しをつけている。

こうして、迷惑防止条例で確信犯的なカラスハネトを取り締まり、保存条例で祭りを守ることを宣言するという方向性が決まったのであった。

6. 新運行方式と嚴重な警備

また、2001年には運行方式も大きく変えた。最後尾にカラスハネトが集まらないよう、事前に周回コース全体に22台のねぶたを均等に配置しておき、開始の花火の合図で一斉に動き出し、終了の合図で一斉に離脱するという、一斉スタート・一斉解散方式を採用したのである。これは行列の先頭と最後尾をつなげてコースを循環するので「回転寿司」などと呼ばれたが、先頭と最後尾の位置がわからない。そして花火の合図で運行が終了し、ねぶたはコースを離れ、最寄りの大通りを経由してねぶた小屋に帰っていく。いくつもの行列がバラバラに帰っていくことになる。カラスハネトの入る場所をなくすのが狙いであった。

こうして2001年の青森ねぶた祭は、カラスハネトを取り締まる根拠となる条例が出来上がり、延べ3000名の警察官と1131人の警備ボランティアの動員によって、強力な警備体制ができあがった。このため、居場所を失ったカラスハネトたちは、ねぶたの隊列に入ることができず、小グループで歩道をうろつくだけになった。期間中に出没したカラスハネトは、最も多い6日でも650人、

6日間の総計では延べ1770人で、前年の約6分の1に減少した（『東奥日報』2001.8.7）。それでも迷惑行為等防止条例で3人（『東奥日報』2001.8.4）、暴行で3人（『東奥日報』2001.8.6）、合計6人の逮捕者が出た。

2002年には、実行委員会が早めに啓発活動を行った。4、5月にかけて、青森市内の小、中、高校の校長会、生徒指導部会などを回り、生徒への指導の徹底を要請した。7月からは中、高校5校の学校集会に出張し、正装での参加を直接生徒に呼び掛けた。さらに市観光課では、初めて公共施設の建設現場や事業所の朝礼に駆け付け、マイクで健全化への協力を訴えた（『東奥日報』2002.7.28）。こうしたことの効果か、祭り期間中6日間でのカラスハネトの総数は730人に減少し、逮捕者は公務執行妨害で4人、器物破損で1人の合計5人であった（『東奥日報』2002.8.7）。2002年のカラス族の主な傾向は、青森署によると、「1.十人前後の集団を形成し、これまでの三十人規模の集団は縮小。2.群れているカラス族に注意を促すと散開する。3.警察官に歯向かうカラス族を、仲間が止めに入るといった場面があった。」とのことであり、新町一丁目の交差点でカラス族と向かい合った市観光課長補佐は「付和雷同型のカラス族は減っている」と感想を述べた（『東奥日報』2002.8.7）。

こうしてカラスハネトは減少していった。しばらくの間は、新聞紙上に青森署調べによるカラスハネトの数が掲載され、その数は、2003年には490人、2004年には365人、2005年には380人、2006年には290人と減少していった。2007年には490人に増加するものの、翌年からカラスハネトの報道は新聞紙上から姿を消す。ここに青森市における「カラスハネト問題」はひとまず終息を見たということができるであろう。

こうして、カラスハネトの服装で青森ねぶた祭にやってくる若者はいなくなった。しかし反抗的な若者はいるものである。主催者が定めた「正装」を着るものの、女性の場合、腰巻の裾をミニスカートのように短くしたり、浴衣の下に派手な色の下着を着て浴衣を着崩したり、男性の場合は上半

身裸になったりと、正装を許容限度ぎりぎりに着崩して反抗心を表現した。また肩車をして笛を吹く者もあり、自己アピールには事欠かないのが現状である。

7. 一斉スタート方式の問題点

2001年に始まった一斉スタート方式は、カラスハネトの排除には効果があった。しかし別の問題が生じることとなった。

夜の運行は19時10分に開始し、21時に終了する(2001年から2005年までは18時50分開始、20時40分終了)。この間に3100メートルのコースを一周することになっている。各団体は、先導役から前ねぶた、ハネト、ねぶた、囃子方までの隊形を110メートルの範囲内に収めることになっており、前の団体との距離は30メートルと決められている(2014年には「3～30メートル」と変わった)。

しかし、実際にはたびたび遅延が起こる。遅れる理由はさまざまであるが、ハネトが多すぎる、ねぶたを過度に回転させる、小さなねぶたを隊列に加える、等の理由でスムーズに進まないためである。運行に遅れが生じた場合、終了時刻は厳守せねばならないので、一周しないまま帰途につく団体が出て来たのである。

なお、終了時刻を厳守するため、運行の遅れについては厳しい取り決めがある。現在の運行要領には、「改善及び指導等内規」が定められている。これは改善及び指導の対象となる11の違反事項を事前に示したものである。具体的には「小屋出しの遅れなどにより、一次待機時間に遅れを生じさせたとき」「最終待機時間に遅れを生じさせたとき」「運行開始時間に遅れを生じさせたとき」「帰路の遅れにより交通規制解除に著しく支障があったとき」「事前に届出のない前ねぶた等の移動により交通規制に支障があったとき」「本部の指示を遵守しなかったとき」「運行隊形距離110メートルを著しく超過したとき」「過度なねぶたの回転により運行に遅れを生じさせたとき」「道路標識や信号機等を破損したとき」「他の祭りなどを

運行させたとき」「事前に届け出た運行隊形を守らなかったとき」であり、運行の遅れに関する規定がほとんどである。そして、これに対する罰則も定められており、「指導」「減点」「運行休止」の3段階がある。ちなみに減点とは、運行の審査点から30点を引くというものである。賞取りに意欲を燃やす団体にとっては非常に痛い減点になる。実際に2006年には、帰路に信号に接触するなどして交通規制解除の遅れを招いた2団体に対して減点の処置を取った。また2014年には、観光客との接触を起こした団体が自発的に減点を申し入れた。

ねぶたが一周できないと、審査員席にたどり着けなかったり、有料観覧席で見ている観客から「お目当てのねぶたが来ない」と不満が出たりする。2011年には3日に4団体、4日に5団体、6日には22団体が一周できなかったという。このため遅れそうな時には、とにかく前進を優先するため、走るほどの早さになったことがある。また前後の運行団体の間隔が狭まり、ハネトが十分に跳ねられないという不満を招いたこともある。

この問題については2005年に、ねぶた祭のあり方を検討する特別検討委員会が発足した際にも議論になり、将来的には以前の方式(吹き流し方式と呼ばれている)に戻すべきだという意見が多かった。しかし、カラスハネトは減少したがまだまだ粗暴なハネトがいるとして、当面は一斉スタート方式を継続することとなった。

新方式から10年が経過した2011年にも、改めて運行方式の見直しを議論し(『読売新聞』2011.9.28)、主催者は吹き流し方式に戻すよう警察に要望した。青森市議会にも、元の方式に戻すよう関係団体に働きかけることを求めた陳情が提案された(不採択)。しかし警察は、カラスハネトが最後の団体に集中することを恐れ、見直しは時期尚早とした。このため2014年の段階では一斉スタート方式が続いている。

8. ハネトの減少

2008年になると、カラスハネト問題に代わっ

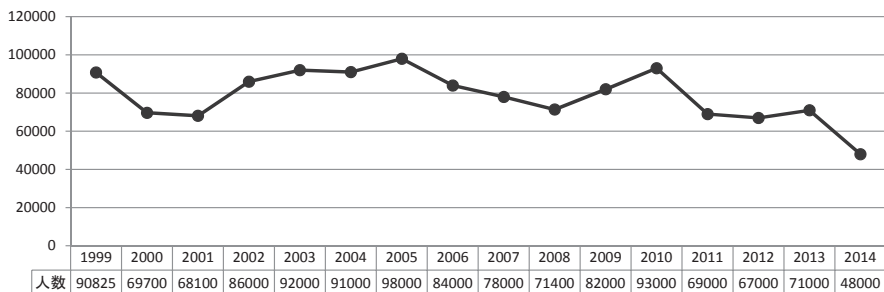


図1 ハネト数

て、ハネトそのものの減少が話題になり始めた。「沿道や運行側からは、『囃子方ばかりが目につき、ハネトが少ない』との声が上がっている。囃子方の威勢のよさも魅力だが、ハネトはねぶたの勇壮さを演出する祭りの“華”。関係者の中には、伝統を次代に引き継ぐ若者のねぶた離れを危惧する人も少なくない」（『東奥日報』2008.8.8）。主催者によれば、ハネトの数は「過去10年間では、連日雨に見舞われた1998年を除いて6万8千～9万8千人の間で推移しているという」が、新聞報道は、ハネトの減少と囃子方の増加が目立つとし、「規制が激しいハネトをやめて、囃子方になった人も多いのではないか」という意見を紹介している。

そこで、1999年から主催者が調査している、

祭り当日のハネト数のデータを見てみよう。まず、各年の総数を見ると、多少の増減はあるものの減少傾向にあるように見える（図1）。ただしハネト数の増減には、曜日の巡り合わせが影響する（このほか天候の影響もある）。夜の運行は8月2日から6日までと日付が決まっており、曜日は毎年変わるが、おおむね6年の周期で一周するサイクルを形成している。表1は、夜の運行（8月2～6日）の日ごとのハネト数を曜日別にしたものである。ハネトは祭礼の前半より後半に多く、また週の前半（月～木）より後半（金～日）に多い。このため、夜の運行が月曜に始まり金曜に終わった2004年と2010年、火曜に始まり土曜に終わった1999年と2005年はハネトが多い。こうして見ると、先に述べた2008年のハネト減少は、

表1 夜間運行のハネト数・曜日別

	月	火	水	木	金	土	日	合計
1999		4435	14080	24880	20230	27200		90825
2000			8500	9000	14000	21200	17000	69700
2001	17000			5100	6000	21000	18000	67100
2002	16000	20000			10000	21000	18000	85000
2003	18000	20000	21000			15000	17000	91000
2004	7000	14000	18000	20000	30000			89000
2005		6000	12000	17000	25000	35000		95000
2006			7000	11000	17000	21000	26000	82000
2007	20000			8000	12000	16000	21000	77000
2008	12000	20000	19000			9300	10100	70400
2009	11000	15000	20000	23000			12000	81000
2010	9000	11000	17000	22000	33000			92000
2011		7000	10000	12000	16000	23000		68000
2012	15000			5000	9000	20000	17000	66000
2013	15000	16000			8000	15000	16000	70000
2014	8000	9000	13000			9000	8000	47000
曜日別平均	13454.55	12948.64	14507.27	14270.91	16685.83	19515.38	16372.73	

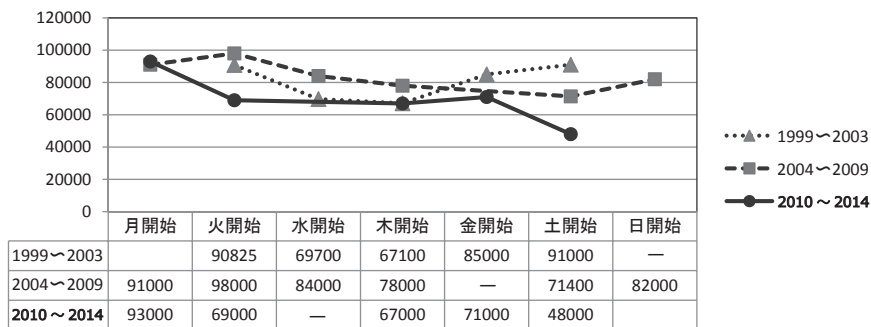


図2 開始曜日別ハネト数

土曜に始まり水曜に終わる年であるため、曜日の影響もあるものと思われる。

これを開始曜日別に比較したのが図2である。ここで減少が明確になるのが2011年である。2011年は火曜に始まり土曜に終わったから増加するはずであるが、68,000人とどまった。これは同じ火曜始まりの2006年と比較すると14,000人の減少である。ここからハネトの減少が数字上でも明確になってくる。すなわち木曜開始の2012年は67,000人で、過去2回（2001年の67,100人、2007年の78,000人）よりも減少。金曜開始の2013年は71,000人で、前回の2002年の85,000人よりも減少。そして土曜開始の2014年に至っては、雨の影響はあったにせよ、2003年の91,000人、2009年の71,400人よりも大幅に減っている。すなわち、主観的には少し前から感じられた減少が、2011年以降は数字上でも裏付けられたと見ることができよう。

これに対し、ハネトを増やす試みも始まっている。2012年からは、主催者が「ミスター跳人コンテスト」を開催し、優れたハネトを表彰し始めた。受賞者のメディア露出も増えている。2013年には、高校生によるハネトキャンペーン、青森青年会議所の「跳トモ」キャンペーンなどが行われた。またNPO団体が主催するシンポジウム「ハネトサミット2013」が開催され、ハネトの現状と増やすための取り組みについて議論があった⁶⁾。しかし、シンポジウムでは「ハネトの数さえ増やせばいいのか」「大勢のハネトがダラダラ歩くより、人数は少なくとも跳ねるハネトが大事で

はないか」といった発言もあり、感じ方は一様ではないことが明らかになった。

実際、熱心なハネトを中心に、跳ねることを目的とした組織も誕生しており、100名を超えるコアメンバーを有する集団に成長して活動している⁷⁾。また、ねぶたの隊列の中ならどこでも良いのではなく、特定の団体に跳ねることに意義を見いだすハネトも増えてきている。ハネトのあり方に変化の兆しが見え始めたと言えるかもしれない。

9. おわりに

このように、青森ねぶた祭においては、荒れるハネトを条例制定と運行方式の変更により排除することができた。しかし、ハネトの数そのものが減少するという事態に至った。

このため、ハネトのあり方についての議論とともに、運行方式の見直しが進められているのは先に述べたとおりである。大きな転換期にさしかかっている可能性もあるため、引き続き展開を見守っていきいたいと考えている。

【注】

- (1) 青森ねぶた祭については、[宮田・小松編 2000]がまとめた概説であり、私も一部を執筆している[阿南 2000a]。同書は2017年に増補改訂版の発行が予定されている。なお、私は1997年から青森でねぶた祭の調査をしており、主な研究成果として、[阿南 2000a] [阿南 2003] [阿南 2011b] などがある。特に本稿で扱うカラスハネトについては、[阿南 2000b] [阿南 2005] で一部を紹介しているが、本稿はその後の経過について、調査を踏まえてまとめている。

- (2) 大型 22 台が必ずしも毎日運行するわけではない。特に 2 日と 3 日は子どもねぶたも参加するため、大型ねぶたの台数は少なくなる。
- (3) 東北三大祭のセット化については〔阿南 2011a〕を参照。
- (4) 青森ねぶた祭の主催者は青森ねぶた祭実行委員会である。これは青森市役所、青森商工会議所、青森観光コンベンション協会からなる組織で、事務局を青森観光コンベンション協会に置いている。
- (5) 2007 年から行われた「青森ねぶた祭検討特別委員会」でもこの点が問題になり、保存会の規約が改正された。そして新体制で再出発したが、これまでの主な活動は、2012 年に第 5 代、第 6 代ねぶた名人を表彰した程度である。
- (6) 私は同シンポジウムにおいて「ねぶたとハネトの現代」と題する基調報告を行い、コーディネーターを務めた。
- (7) ハネトの組織「跳龍會」が 2009 年に発足し、青森ねぶた祭の当日だけでなく、イベントや各地への遠征に積極的に参加し、一年を通して活動している。詳細は同会のホームページを参照 (<http://www.haneto.net>)。
- 森ねぶた誌』青森市, pp.252-295
 阿南透, 2000b「青森ねぶたとカラスハネト」日本生活学会編『祝祭の一〇〇年』ドメス出版, pp.175-198
 阿南透, 2003「青森ねぶたの現代の変容」『国立歴史民俗博物館研究報告』103, pp.263-297
 阿南透, 2005「都市祭礼の空気は自由にする?—青森ねぶた祭における騒動と統制」『三田社会学』10, pp.46-56
 阿南透, 2011a「『東北三大祭』の成立と観光化」『観光研究』22-2, pp.51-60
 阿南透, 2011b「青森ねぶた祭におけるねぶた題材の変遷」『情報と社会—江戸川大学紀要』21, pp.161-174
 難波正樹, 2010「都道府県の迷惑防止条例について」『警察学論集』63-2, pp.46-65
 葉上太郎, 2001「時代を映す『迷惑防止条例』」『法令解説資料総覧』235, pp.102-109
 宮田登・小松和彦編, 2000『青森ねぶた誌』青森市
 青森ねぶた祭検討特別委員会, 2007「青森ねぶた祭検討特別委員会報告書—青森ねぶた祭の方向性」
 青森ねぶた祭実行委員会, 2014「青森ねぶた祭ねぶた運行要領」平成 26 年
 青森ねぶた祭諸問題検討協議会, 1996「青森ねぶた祭諸問題検討について 答申書」

参考文献

阿南透, 2000a「青森ねぶたの現代」宮田登・小松和彦編『青